

2019年12月20日

海の京都DMOインバウンドローカルガイド業務に係る観光施設の入館料免除について (取扱要領)

1 目的

海の京都を旅行する訪日外国人観光客が増加するにつれて、多言語にて地域を知るローカルガイドへのニーズが高まってきている。

海の京都 DMO としても、インバウンドローカルガイドの養成を行う中で、海の京都エリア内におけるインバウンドローカルガイドの活動を支援し、訪日外国人旅行者の満足度を向上させる。

2 実施内容

海の京都エリア内における有料の観光施設をガイドするにあたり、インバウンドローカルガイドの入館料の支払を免除する。

インバウンドローカルガイドの活動については、海の京都 DMO からのガイド派遣以外にも、行政、旅行会社、観光客個人等のあらゆる派遣要請に基づく活動も対象として含むこととする。

なお、日本語のガイドについては、今回の取扱要領には含まない。

3 免除の対象者

海の京都においてインバウンドローカルガイドとして訪日外国人旅行者に対し、ガイドサービスを実施する方で、所定の申請手続により海の京都 DMO が認めた者

インバウンドローカルガイドに対しては、ガイド中に海の京都 DMO が作成した身分証を着用することを義務づける。

なお、外国人観光客については、入館料をお支払いいただくこととする。

4 対象施設

海の京都エリア内にある有料の観光施設等（添付一覧のとおり）

5 開始日 2020年1月1日

6 身分証の取扱い

- (1) ガイド中は、海の京都 DMO が発行した身分証を見える位置に必ず携帯すること。
- (2) 対象施設の受付窓口等において、海の京都 DMO が発行した身分証を提示すること。
- (3) 事前に減免申請書の提出等が必要な場合は、ローカルガイド自身で手続きを行うこと。
- (4) 万が一身分証を紛失した場合は、速やかに海の京都DMOに届け出を行うこと。